第22期第2回高知海区漁業調整委員会議事録

1 開催日時 令和3年5月26日(水) 14時00分から14時35分まで

2 開催場所 高知市本町5丁目6-21 高知会館 3階「飛鳥」

3 出席委員 前田浩志、澳本健也、浦尻和伸、小笠原利幸、木下清、問可柾善、

中川幸成、畠中悠、前田嘉広、山﨑國光、石田実、蔭山純由、益本俊郎、

川竹佳子、(計14名)

欠席委員 中澤芳江

署名委員 小笠原利幸、前田嘉広

県出席者 水産振興部 杉村部長、西山副部長

漁業管理課 池課長

事務局 織田事務局長、井上次長、近澤チーフ、渡邊主査、加藤主事

4 審議事項

第1号議案 令和3管理年度における漁獲可能量(くろまぐろ)の変更について 第2号議案 定置漁業の海区漁場計画設定について(高岡郡四万十町興津横浪幸次 掛碆沖)

5 報告事項

(1) もじゃこ漁業の許可又は起業の認可方針の一部変更について

6 議事内容

織田事務局長

定刻となりましたので、ただ今より第2回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。

会に先立ちまして、本日は資料の差し替えなどがございますので、ご説明申し上げます。第2号議案「定置漁業の海区漁場計画設定について(高岡郡四万十町興津横浪幸次掛碆沖)」の資料2の1ページ目です。文書番号の入った諮問文の写しをお配りしておりますので、説明のときはこちらをごらんください。

また、報告事項「もじゃこ漁業の許可又は起業の認可方針の一部変更について」、報告事項の追加資料1、2を配布しておりますのでご確認ください。

それから、第22期高知海区漁業調整委員会の委員名簿ですが、部会名の入った委員名簿を、先週発送した開催通知に同封してお配りしたことをご報告いたします。

では、会議に移ります。委員定数 15 名の内、出席委員は 14 名で、高知 海区漁業調整委員会会議規則第 4 条により会が成立していることをご報 告いたします。

では、会長、お願いいたします。

前田会長

皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いた

だきましてありがとうございます。

それでは、はじめに水産振興部長さんから、ごあいさつをお願いします。

杉村部長

第2回高知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、ごあいさつを申 し上げます。

委員の皆様方におかれましては、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。新任の委員の方は、研修会に引き続きお疲れのところ、申し訳ありませんが、どうかよろしくお願いします。

さて、本日ご審議願いますのは、議案2件と、報告1件でございます。 第1号議案は、くろまぐろの漁獲可能量の変更についてご審議いただき ます。

第2号議案は、四万十町興津における定置漁業の海区漁場計画設定について、でございます。これは、未利用の漁場を復活させるため高知県の産業振興計画として取り組んできたものです。

また、報告事項が1件ございます。こちらは、もじゃこ漁業の全国的な不漁により、操業期間を延長するため、許可又は起業の認可方針の一部を変更したことを報告させていただくものです。

委員の皆様には、ご審議のうえ、適切なご意見・ご答申をお願い申し上 げまして、簡単でございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。よろ しくお願いします。

前田会長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、中 澤委員です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、 小笠原委員と、前田嘉広委員にお願いします。

前田会長

それでは議題に入ります。

第1号議案、「令和3管理年度における漁獲可能量(くろまぐろ)の変更について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

渡邊主査

それでは、第1号議案 令和3管理年度における漁獲可能量(くろま ぐろ)の変更についてご説明いたします。資料1の1ページをお願いし ます。

諮問文を朗読します。

3高漁管第190号。高知海区漁業調整委員会様。漁業法第16条第5項の規定に基づき、別紙案のとおり知事管理漁獲可能量を変更したいので、同条第2項の規定により諮問します。令和3年5月20日。高知

県知事 濵田省司。

失礼ですが、座って説明させていただきます。

まず、皆様のお手元にある資料について説明します。1ページが諮問文、 2ページが告示案、3ページが国からの通知文、4ページと5ページがく ろまぐろに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の新旧対 照表、6ページが参考資料の高知県資源管理方針の一部抜粋です。

それでは、資料の3ページをお願いします。

太平洋くろまぐろは、資源状況が悪化し、早急な資源管理を図る必要がありますことから、中西部太平洋まぐろ類委員会での国際合意に基づき、平成30年からTAC制度において、30kg未満の小型魚及び30kg以上の大型魚について漁獲上限を定め、年度ごとに数量管理を行っているところです。

今回は、令和3年3月17日に開催されました第39回海区漁業調整委員会において定めました令和3管理年度の知事管理漁獲可能量について、前年度からの繰り越し及び国からの追加配分があったため、国からの通知に基づき漁獲可能量を変更するものです。

なお、前年度からの繰り越し数量については、小型魚が 4.7 トン、大型魚が 1.5 トン、国からの追加配分量については小型魚が 15.6 トン、大型魚が 3.8 トンの合計で小型魚 20.3 トン、大型魚 5.3 トンとなっております。当初の配分と合わせまして、本県の漁獲可能数量は、国からの通知にありますとおり、小型魚 85.9 トン、大型魚 20.7 トンとなっております。

本県では、国から配分された数量を各月に配分し、月ごとの数量管理 を行っています。

月ごとの数量管理につきまして、資料の6ページをお願いします。こちらは高知県資源管理方針に定めております、くろまぐろ漁獲可能量の期間別の配分基準です。上が小型魚、下が大型魚の配分基準で、国から配分された漁獲可能量から一部留保分を除いた数量を配分基準に沿って配分しています。

4ページと5ページに戻っていただいて新旧対照表をご覧ください。 左側が新、右側が旧となっておりますまず、第2の本県のくろまぐろの 漁獲上限ですが、右側の欄の2の小型魚については65.6トンに20.3ト ンが追加され85.9トンに、下に行きまして、3の大型魚については 15.4トンに5.3トンが追加され20.7トンに変更となっています。

第2の(3)から(12)につきましては、期間別の数量を記載しておりまして、下線が引いてある6月以降の月で配分量を変更しています。各月への配分量につきましては、先ほどご説明しました高知県資源管理方針の配分基準に沿って配分しています

ただいまの変更点の告示については、資料2ページ目の告示案のとおりです。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

前田会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

石田委員

国から追加配分があった背景は何でしょうか。クロマグロの資源状況が良くなったなどの理由がありますか。

池課長

資源状況が良くなったなどの背景があるわけではありません。クロマグロについては、WCPFCで取り決めされており、国としての枠には変化ありません。繰り越しについては、昨年度の漁獲可能量の余り、すなわち取り残しを国が各県に配分しているものです。また、追加配分については、前年度の漁獲成績が計画量の80%を超えた県に対して、高知県もこれに該当していますが、国の留保分を何トンか配分するなどといった取り決めがあり、それに従い各県に配分されています。

石田委員

よくわかりました。

前田会長

先ほど、前年度からの繰り越し数量と国からの追加配分量について事務局から説明がありましたが、この数量については資料にも記載してもらった方がわかりやすいため、次回からはそのようにしていただきたいと思います。

前田会長

それでは、他にご意見もないようでございますので、お諮りいたします。 第1号議案、「令和3管理年度における漁獲可能量(くろまぐろ)の変 更について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると、答申い たします。

前田会長

続きまして、第2号議案、「定置漁業の海区漁場計画設定について(高岡郡四万十町興津横浪幸次掛碆沖)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

近澤チーフ

それでは、第2号議案 定置漁業の海区漁場計画設定(四万十町興津横 浪幸次掛碆沖)についてご説明いたします。

それでは、資料2を、1枚めくってください。

まず、諮問文を朗読いたします。

3高漁管第203号。高知海区漁業調整委員会様。定置漁業の海区漁場計画設定(高岡郡四万十町興津横浪幸次掛碆沖)について、漁業法第64条第4項の規定により諮問します。令和3年5月25日、高知県知事 濵田省司。

失礼ですが座って説明させていただきます。

内容の説明に入る前に、今回の諮問に至る経緯について、すこし説明させていただきます。

水産振興部では、現在、利用されていない漁場について、これを有効に活用することで漁業生産量の増大を図る取り組みとして、過去に定置網が操業されていた漁場での定置網の再開の取り組みを進めています。第2号議案は、漁場の有効利用に向けた定置漁業再開の第一歩となるものです。平成30年度には、過去に定置網の漁場があった海域の調査を行い、企業等に対して定置網漁業への参入についてPR活動を行いました。その結果、県内外の複数の企業から定置網の操業について興味を示していただきました。そして、四万十町興津での定置漁業への参入の意思を表明した地元の企業から、漁業権免許の取得に先立つ手続きとして、今回の海区漁場計画設定の申請を受けたものです。

それから、高知県のホームページにて、パブリックコメントを実施し、 海区漁場計画の素案を公表しました。また、今回設定しようとしておりま す海区漁場計画は、高知県漁業協同組合の共同漁業権の区域と重なるた め、同組合に依頼し、興津事務所に計画の素案を掲示していただきました。 結果として今回、意見書の提出はございませんでした。

それでは、諮問内容の説明に入ります。まず、「漁場の位置」ですが、 資料の4ページをご覧ください。公示予定番号 定第1,035 号と矢印で記載しておりますところが、漁場計画を設定する場所でございます。

漁場図につきましては、次の5ページにございます。カタカナのア、イ、ウ、エで囲まれた四角形の中が「漁場の区域」となります。この区域は、最寄りの漁場基点2カ所から、一定の角度により見通した線の交わる点を定めまして、その各点を結ぶことによって、漁場の区域を示す方法をとっております。

漁場計画の概要につきましては、次のページ、6ページにございます。 今回の定置漁業の漁場計画の設定は、四万十海心株式会社から申請があったものでございます。

「漁場の位置」は、高岡郡四万十町興津横浪幸次掛碆沖、敷き込みの水

深は 43m、上台(かみだい)44m、下台(しもだい)42m、台間(だいかん)距離 278.5mとなっております。なお、上台と下台については、資料 7ページに参考資料として添付した「定置網の各部の名称」を参照してください。図の左端の記号 I が上台、右端の記号 J が下台です。

資料の6ページにもどりまして、「漁業の種類」は、ぶり、あじ、その他定置漁業、「漁業の時期」は、1月1日から12月31日まで、となっております。「従業員数」は、12人。うち沖合従事者10人です。「経営の方法」は法人経営。「現免許との関係」では、現在免許はございません。従前の免許は興津大敷漁業生産組合の経営でありましたが、平成25年の一斉切替で更新されず、未利用の漁場となっております。「他種漁業との調整上の問題」に関しましては、高知県漁業協同組合から、漁業調整上の問題がないことを証する書面が添付されており、問題はございません。

それでは、2ページ目と3ページ目の告示(案)をご覧ください。まず 2ページの上から9行目あたりの算用数字の「1」「公示番号」です。漁業権の番号につきましては、現在、定置漁業の免許が最終番号1,034 なので、その次の番号1,035を予定しています。公示番号の下「(1)漁場の位置及び区域」については、5ページの漁場図でご説明したとおりです。少し下の「(2)漁業の種類及び時期」は、6ページで説明しましたとおりです。次の「(3)漁業権の存続期間」は、免許の日から令和5年8月31日までです。定置漁業権の存続期間は通常5年間(漁業法第75条(旧21条))ですが、既存の定置漁業権とそろえるため、令和5年8月31日までとしております。

「(4)条件」は、昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。としております。「第1-2 保全沿岸漁場に関する事項」は、3ページに移りまして、「なし」。高知県内には、現在、保全沿岸漁場に該当するものはありませんが、法律上告示することとなっているため表示しているところです。「第2 海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果」と、その次の「第3 漁場の図面」については、「高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて一般の縦覧に供する」こととします。「第4 免許予定日」は、令和3年10月1日。「第5 漁業の免許申請期間」は、令和3年8月13日から同月27日まで、といたしました。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

畠中委員

近隣の大敷組合は従業員不足で苦しんでいる。定置漁業権を設定するのは良いが、大敷を経営するとなると、先長や船頭など、先に立つものが必要。新規参入の事業者が近隣から従業員を引き抜くことを心配している。

特に先長とかを引き抜くことがないように、県から申請者に指導してもらいたい。 既存の大敷を守っていくようお願いしたい。

織田事務局長

委員からご意見のあったことについては、これまでにも、同様の要望を聞いております。その際にも新規参入の事業者には説明してきたことなので、近隣大敷から従業員の引き抜きなどしないようご理解いただいているものと思っております。

西山副部長

補足します。この件については、製網業者が人材教育に関しても支援するように配慮しているところです。また、地上の労務者については地元である程度雇用できる見込みがあります。定置網漁業の人手不足についてはかねてより申請者に説明しておりまして、また就業支援センターの事業も活用している事案でもあり、定置の乗組員のようは雇用型の漁業では比較的就業希望者も多いので、あからさまな引き抜きはないものと考えております。

前田会長

他にございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第2号議案、「定置漁業の海区漁場計画設定について(高岡郡四万十町 興津横浪幸次掛碆沖)」は、原案のとおり決定することに、ご異議ござい ませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、第2号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

なお、本議案については、漁業法の規定により、公聴会を開催した後に、 県に答申するということになっております。

公聴会等、今後のスケジュールについて事務局に説明を求めます。

近澤チーフ

今後のスケジュールについて、ご説明いたします。

それでは、資料の8ページをご覧ください。このフロー図は縦に3列に分かれた構成となっております。左端が「海区漁業調整委員会」、真ん中の列が「知事」、右列が「漁協・漁業者等」となっています。また、上下にふたつに分かれております。上半分が「海区漁場計画」の部分。下半分が「免許」の部分となります。まず先に、「海区漁場計画」に関する事務の流れから説明しますと。まずフロー図の右上、「漁協・漁業者等」から

海区漁場計画設定申請が提出されますと、図の真ん中の列の「知事」が、 水産振興部漁業管理課で受付をします。そして、調査やパブコメを行い、 結果の公表・立案を経て、委員会への諮問となります。

左側の「海区漁業調整委員会」に移りまして、「①委員会での審議」、これが本日の、この委員会になります。次に、海区漁場計画の答申を行うためには、その前に利害関係人が自由に意見を述べる機会として、公聴会を開く必要があり、通常は公聴会と2回目の委員会開催は同じ日に開催しています。支障がないとの答申をいただいた場合は、知事が海区漁場計画の公示を行います。(内容となるべき事項や、免許予定日、申請期間などを高知県公報に登載します。)

次に、「免許」についての流れです。「漁協・漁業者等」から免許申請がなされますと、漁業法第72条(旧漁業法第14条)の規定による適格性の審査を経て、漁業法第70条(旧漁業法第12条)の規定に基づいて海区漁業調整委員会でご審議のうえで答申をいただきます。こうして、免許について適格性を有する者に対して免許をいたします。また、免許をしたことについて、高知県公報に登載して公示をすることになります。

続きまして、この案件の今後のスケジュールについて、右の日付けの記載に沿って、ご説明いたします。本日5月26日、諮問をさせていただきました定置漁業の海区漁場計画について、速やかに公聴会開催についての周知を図るため関係機関において公示をいたします。公聴会の開催時期につきましては、6月21日を予定しております。公聴会終了後、引き続いて海区漁場計画設定についてのご審議をいただきまして、これを適当と認める答申が得られた場合、6月29日の高知県公報に登載する予定でございます。

免許申請期間は8月13日から8月27日までとし、申請のあったものについて、事務局で適格性の資料の確認を行い、9月上旬の委員会で、免許の適格性の審査をお願いする予定でございます。適格性を有するとの答申を得た場合の免許予定日は、10月1日としております。

以上が今後のスケジュールでございます。

前田会長

ただ今の説明による今後のスケジュールにつきまして、ご意見はございませんか。

前田会長

ご意見もないようですので、事務局から説明のありましたとおり、6月 21日に公聴会を行い、同日、引き続き海区委員会を開催して答申すると いうことで、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、提案に沿って6月21日に公聴会と委員会を 開催いたします。

前田会長

これをもちまして、本日の議案審議は、終了しましたが、続きまして、 報告事項に移ります。

「もじゃこ漁業の許可又は起業の認可方針の一部変更について」、事務 局の説明を求めます。

井上次長

それでは、もじゃこ漁業の許可又は起業の認可方針の一部変更ついて、 説明いたします。

資料3の1ページ目をご覧ください。もじゃこ漁業については、従前から操業期間については国から示された全国統一の方法により運用しておりましたが、今年は全国的な不漁により、参考資料1にございますように、特例措置として5月13日に国から10日間の漁業時期の延長の方針が示されました。この特例措置について、県内の関係者間での合意が整いましたことから、漁業時期を延長するために、もじゃこ漁業の許可又は起業の認可方針を一部変更しました。

なお、通常、方針の変更については海区委員会にお諮りしておりましたが、今回の特例措置による延長の許可手続きに対応するためには、取り急ぎ方針を変更する必要があったため、本日の委員会開催よりも前にお電話で委員の皆様にご説明させていただき、了承を得た上ですでに方針を変更しておりますので、このことについては本日の報告事項とさせていただきました。

資料2ページ目をご覧ください。今回の変更についての概要です。上段が旧の方針により規定された操業期間です。まず当初の操業期間は23日間としますが、その終了の3日前までに採捕尾数が県で定めた採捕計画尾数の50%に満たない場合には7日間の延長ができます。その延長期間の終了の3日前までに採捕計画尾数の50パーセントに満たない場合には10日間の再延長、その再延長期間の終了の3日前までににやはり採捕計画尾数の50%に満たない場合にはさらに10日間の再々延長ができます。これにより、今までの操業期間は最大50日間でしたが、下段の新、今後、こういった国からの特例措置に対応できるよう、国からの方針が示された場合にはその内容に基づいて延長できるという規定を追加しました。

資料3ページ、4ページ目が方針の新旧対照表です。3ページ目の右側、旧では第6条第5項 操業時期を3月から6月までの間とし、先ほど説明いたしました、50日間の操業の仕組みについても併せて記載しておりましたが、本来、この50日間の操業の仕組みは、漁期を制限するための条

件として記載をするべきであったことから、左側、新では第5項の漁業時期を知事が許可をした日から6月30日までとし、4ページ目にうつりまして第6項の許可等の条件で50日間の操業について規定したうえで、「以上にかかわらず、国からの更なる延長の方針が示された場合は、その内容に基づいて延長できるものとする」という文言を追加しました。

また、附則にあります、方針の変更日ですが、3月23日に開始した今期のもじゃこ漁の50日間の操業終了日が5月17日であったため、その後すぐに特例措置による操業が開始できるよう、5月17日としました。

5ページから8ページは変更した方針の全文となります。

なお、今回、県内関係者の合意が得られたことから、県は国の特例措置に基づく10日間の操業許可をしましたが、不漁が続いたことから、参考資料2にありますように、5月24日に急遽、国からさらに10日間の延長の方針が示されました。更なる10日間の延長の許可については、現在の漁模様の経過を注視するとともに、前回同様、関係者の意見を聞いたうえで判断したいと考えております。

以上で事務局からの説明を終わります。

前田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

山﨑委員

もじゃこが採れないから操業期間を延長するというやり方は良くない。 いくら期間を延長したからと言って採れるものではない。

織田事務局長

関係者からの要望を受けまして、今期は水産試験場は昨年までよりも時期を早めて調査船を出しております。今期の水産試験場の調査におきましても、総じて流れ藻の数は少なく、また魚体は大きいものの、もじゃこの数は少ないとのことで全国的にみても同じ状況だったようでございます。

今回の延長は急な話でもあり、これに対応して再度船を出して調査をすることは難しいのですが、今後、遅い時期の調査については水産試験場とも協議し、検討したいと考えております。

池課長

補足します。もじゃこ調査については、本県のみならず他県でも行われているものであり、この調査内容については各県で共有しています。そのため、本県でそのため、本県で調査をしていなくても他県の調査状況を把握しております。

山﨑委員

鹿児島県でもじゃこが採れていないのであれば、高知県では採れない。

前田会長	他にございませんか。
前田会長	ご意見もないようですので、これをもちまして、第2回高知海区漁業調整委員会を閉会といたします。 本日は、委員の皆様、どうもありがとうございました。 (閉会)

本書は、第22期第2回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議	長	前田	浩志			
議事録署名	5委員	小笠原	利幸			
		•				
議事録署名	(委員	前田	嘉広			